

第3部 環境施策の総合的・ 計画的推進

第3部 環境施策の総合的・計画的推進

平成9年3月に策定した「環境基本計画」は、環境基本条例の3つの基本理念【①豊かで美しい環境の恵沢の享受と継承、②環境への不可の少ない持続的発展が可能な社会の構築、③地球環境保全の推進】にのっとり、本県の今後の環境行政全体の道筋を明らかにしたものである。また、「環境にやさしい参加型社会」の実現に向け、県民・事業者・行政がそれぞれの役割や期待する取組みを明らかにしている。

空間的・時間的な広がりを持つ今日の環境問題に適切に対応するためには、公害の防止や自然環境の保全に加えて、省資源・省エネルギー、廃棄物、景観、地球環境問題など、環境を総合的な視点でとらえ、排出規制等の規制措置のみならず、環境影響評価や経済的措置、環境教育・環境学習、民間団体の活動支援、科学技術の振興、施設の整備など、広範多岐にわたる環境保全施策を、県民・事業者・民間団体・市町村の取組みも含めて、全体として促進するとともに、将来を見通して、体系的に組立て実施していくことが重要である。

そこで、環境保全施策の総合的かつ計画的な推進のための中心的な仕組みを示した「環境基本計画」に基づき、各種の環境保全施策を施策相互の連携を図りながら体系的に展開する。

また、環境基本計画の実効性を高めるためには、幅広い視点から環境施策について検討し、緊密な連携のもとで施策を実施するとともに、その成果の把握と進行管理を行うことが重要であることから、環境保全に関する施策および環境に影響を及ぼすおそれのある施策について、平成10年10月に設置された「福井県環境政策推進会議」において総合的な調整を図り、施策の総合的・計画的な推進に努めている。

なお、第3部では、環境基本計画の長期目標に沿って施策を取りまとめた。

《長期的な目標》

(1) 健康で文化的な生活を営むことができる環境

将来にわたり健康で文化的な生活を営むことができる環境を維持・形成していくため、自然の持つ再生能力や浄化機能の回復と向上を図るとともに、事業活動や日常生活からの汚染物質や廃棄物の発生を減少させる施策を推進する。

(2) 自然と共に生きることができる環境

本県の有する豊かで多様な自然環境を、県民共有の貴重な財産として保全・活用し、将来にわたって自然と共に生きることができるよう、自然の形態や地域の社会的条件に応じた総合的・計画的な施策を推進する。

(3) 快適な日常が実感できる環境

草花や虫の音など四季の移ろいが実感できるとともに、星が見える夜空など、人と自然、都市と自然が溶け合い、住んで、心がやすらぐ環境づくりに向けた施策を推進する。

(4) 地球環境保全への貢献

地球環境問題の解決をめざし、「地球規模で考え、足元から行動する」との理念に基づき、地域からの取組を推進する。

(5) 環境の保全と創造をめざした参加型社会の基盤づくり

県民・事業者・行政すべての主体の公平な役割分担のもと、協力・連携して、環境に配慮した自律的・積極的な取組が行われるよう誘導するため、環境学習の推進や指導者の育成、環境技術に関する調査研究等の施策を推進する。

《施策の展開》

